

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成16年6月10日

議 会 事 務 局

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成16年6月10日(木) 午前10時 開会  
午前10時33分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	安藤 薫	委員	渡辺慎吾
委員	藤浦雅彦	委員	本保加津枝	委員	森西 正
委員	柴田繁勝	委員	原田 平		
議長	森内一蔵	副議長	山下信行	議員	嶋野浩一郎

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局次長代理	工藤正巳
同局主幹	上 清隆	同局主幹	船寺順治		

### 1. 案件

平成16年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 ただ今から議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。助役。

○小野助役 本日、議会運営委員会を開催賜り有り難うございます。来る6月15日から開催予定の平成16年第2回定例会につきまして、報告案件8件、予算案件5件、条例案件7件の合計20件を予定いたしております。

なお、今回、誠に心苦しく存じておりますが、報告案件うち3件は、損害賠償の額を定める専決処分報告でございます。

平素から業務遂行に当たりましては、事故がないように心がけるように注意喚起をしてきたところでございますけれども、事故が重なりまして、誠に申し訳無く思っております。お詫びを申し上げますと存じます。

今後、なお一層の再発防止に努めて参りますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、概要につきましては、総務部長からご説明を申し上げますが、それぞれよろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

それでは第2回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、番号順に従いましてご説明申し上げます。

まず報告第1号、損害賠償額を定める専決処分報告の件でございます。

この件につきましては、みやけ幼稚園児の投石による自動車の損傷に伴う損害

賠償でございます。

平成16年2月27日に旧みやけ幼稚園の西側に隣接する駐車場に園児が投石したことにより自動車が損傷しました。幼稚園管理下で事故が起きたため、本市で損害賠償をおこなうこととし、3月31日に相手方と示談書を締結し3月31日付けで専決処分したものでございます。4月10日には、損害賠償額25万1,475円をすでに支払っております。今会議に報告するものでございます。

次に、報告の第2号でございます。摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律、平成16年法律第17号が平成16年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同年3月31日付けで専決処分をいたし、今議会に報告するものでございます。

今回の主な改正点としましては、人口階層別の均等割税率が統一され、本市の場合、2,500円から3,000円に改定されます。従来、人口50万人以上の市につきましては、3,000円、人口50万人以上から50万人未満の市につきましては、2,500円、その他の市及び町村につきましては、2,000円となっておりますが、今回、地方税法の改正で、3,000円に統一されるものでございます。

生計同一の妻に対する均等割非課税措置が段階的に廃止され、一定の所得金額、例えば、パート収入が100万円を超える方につきましては、平成17年度は、2分の1の1,500円、平成18年度からは、全額課税されることとなります。

それから、個人均等割非課税の範囲が平成15年度の生活保護基準額が引き下

げられたことに伴いまして、現行、24万円加算額が、22万円に見直しをされます。

固定資産税の納税義務者の規定では、家屋の付帯設備について、家屋の所有者以外が取り付けた場合は、付帯施設を設置、使用している者を納税義務者とする者でございます。

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、現行率4%を3.4%に改正されます。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の、長期譲渡に係る市民税の課税の特例の期限を平成16年度から平成21年度までに延長されます。

土地等の短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例では、現行の譲渡益9%の税額を6%に改定されます。

上場株式等以外の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例では、現行税率4%を3.4%に改定されます。

個人市民税の所得割の非課税の範囲では、平成15年度の生活保護基準額が引き下げられたことにより、加算額、現行36万円が35万円に改正されます。その他総務省条例（例）の改正に伴い、引用条項、用語の統一等の字句の整理を行ったところでございます。

なお、この新条例は、平成16年4月1日から施行されます。

次に、報告第3号、平成15年度摂津市介護保険特別会計補正予算専決処分報告の件でございます。平成15年度摂津市介護保険特別会計補正予算は、第1回定例会で決算の見込不足分を補正第4号において保険給付費の介護サービス等諸費2,394万8,000円の補正を行いました。その後、総需要の決算見込額で結果として、1,894万6,000

円の追加不足が生じ、補正予算専決処分をおこなったところでございます。

補正前23億3,280万4,000円、補正額1,560万5,000円の増額で、最終予算総額23億4,840万9,000円となります。なお、財源につきましては、基金繰入金1,560万5,000円と歳出の基金積立金334万1,000円の減で財源を捻出しております。

次に、報告第4号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。平成16年4月19日、午後10時30分頃に発生いたしました。道路管理瑕疵による自動車のタイヤ損傷事故でございます。

鳥飼大橋北詰の市道南別府鳥飼上線、鳥飼和道2丁目2番18号先で、一津屋方面から鳥飼下方面へ走行中の軽自動車は、路面の幅60cm、奥行き60cm、深さ10cmの大きな窪みに車輪を落とし、左側前後のタイヤを破損いたしました。

現場は、登りを終え、下りにかかる坂道にあり、夜間で街路照明もなく、あいにくの強い雨で視界が悪く、路面排水で窪みが認識できずに事故になりました。

原課では、道路のパトロール実施時に発見し、応急処置を4月3日に施しておりましたが、鳥飼大橋架替え工事に伴い、迂回する車両の通行量が増加したこと、おりからの強い雨で、再び、窪みが現れ、急激に拡大したものと考えられます。

なお、全国市有物件災害共済会と協議の上、市側9割、運転手側1割と判断されましたが、パンクで走行できないことから、最大2日まで一日当たり3,000円のレンタカーの代車は、可能であります。被害者が請求されませんでしたので、総合的に考慮されまして、被害者

側の損害賠償額満額が認められ、過失割合を、市100%として認定されたものでございます。

平成16年5月12日に16,800円を損害賠償を支払うことで示談が成立し、同日で専決したものでございます。

次に、報告第5号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。平成16年4月20日、午後3時20分ごろ発生いたしました。ゴミ収集パッカー車と一般車両2台との事故でございます。

鳥飼和道2丁目、大阪中央環状線和道交差点内での事故であります。東一津屋地区の収集業務を終え、帰路につくため大阪中央環状線和道交差点で前車に続き進入した際、信号が赤に変わっており一旦止まろうと思ったが、反対車線先頭の車が止まったので、直進しようとしたところ、2台目の車が急に右折を始めたため衝突したものでございます。このため、後ろに退ろうとして、右折のために後ろに止まっていた先頭車両の右側ボディとパッカー車の後部が接触いたしました。

専決処分事項の指定につきましては、市の義務に属する1件30万円以下の損害賠償の額を定めることになっており、この1件の判断は、1事故及び合計額でなく、個人毎あるいは、個別に賠償額を決定すべきとされ、事務取扱事例を見ましても、今回の場合は、2件の取り扱いが正しいものと考えております。

よって、今回、専決処分の報告を行いますのは、バックし、先頭車両の接触事故の損害についてでありまして、市の過失割合100%、相手側の0%と確定し、平成16年5月24日付けで、示談書を交わし、修理費用22万8,753円を支払うことで合意しております。

また、残り1件につきましては、過失割合もまだ、確定しておらず、示談も成

立していないことから、今後の取り扱いとなります。

次に、報告第6号、平成16年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分報告の件でございます。平成15年度の国民健康保険特別会計の決算収支見込額として、1,000万円の収支不足が見込まれ、赤字補てんのために、平成16年度予算から前年度繰上充用金として、専決補正するものであります。

結果、補正前80億5,413万1,000円、補正額1,000万円の増額補正で、補正後予算総額が80億6,413万1,000円となります。

次に、報告第7号、平成16年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算専決処分報告の件でございます。先ほどの、国民健康保険特別会計と同様に公共下水道事業特別会計も平成15年度決算収支見込みとして5億700万円の収支不足が見込まれます。赤字補てんのために平成16年度予算から前年度繰上充用金として専決補正をいたしました。補正前59億7,020万7,000円、補正額5億700万円の増額で予算総額として64億7,720万7,000円となります。

次に、報告第8号、平成15年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

平成16年第1回定例会において一般会計補正予算第6号で、繰越明許費として議決された千里丘三島線交差点改良事業、JR千里丘ガード拡幅支援事業について金額が確定いたしましたので、今回、報告させていただきます。

千里丘三島線交差点改良事業につきましては、3,380万円、財源内訳といたしまして、未収入特定財源、国庫支出金として1,013万4,000円、一

般財源として、2,367万6,000円でございます。

次に、JR千里丘ガード拡幅支援事業につきましては、翌年度繰越額2,553万5,984円、未収入特定財源は、府支出金で全額2,553万5,984円でございます。

次に、議案でございます。

議案第35号、平成16年度摂津市一般会計補正予算でございます。予算額、3,44億3,700万円から218万2,000円を減額して、予算総額を、344億3,481万8,000円とするものです。

主なものにつきましては、歳入におきましては、消防施設設備費補助金774万2,000円を減額しております。その財源といたしましては、消防施設整備事業債として、700万円を予定しております。障害者就業生活支援センターステップアップ事業補助金が45万円計上しております。これに伴う歳出につきましては、90万円でございます。

それから、平成16年11月1日施行が見込まれております福祉医療制度の歳入歳出につきましても調整させていただいております。福祉医療制度の歳入につきましては、それぞれ増減がありますが、トータルとして、250万4,000円の減、それから、派遣職員の給与費負担として、188万6,000円の減、コミュニティ事業助成金として、250万円の収入を見込んでおります。

一方、歳出でございますが、3月30日に可決になりました議会議案第1号の議員期末手当につきましては、今回補正をさせていただき、1,142万6,000円の減となっております。

それから、福祉医療制度の扶助費につきましては、老人医療、障害者医療、そ

れから乳児医療、ひとり親家庭医療の分につきましてプラスマイナスいたしまして、マイナスの2,519万6,000円の扶助費の減です。福祉医療制度の事務経費といたしまして、それぞれシステムの改造委託料が伴います。これらを合計いたしますと、1,653万8,000円の支出が伴います。

今回、人事異動に伴いまして人件費の整理も行っております。人件費といたしまして、4,286万9,000円の減となっております。それぞれ財源を調整するために、財政調整基金積立金を積み立てております。額は、6,988万4,000円でございます。

次に、議案第36号、平成16年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算でございます。予算額80億6,413万1,000円から440万7,000円を減額いたしまして、80億5,972万4,000円とするものでございます。

これは、4月の人事異動後の人件費の整理に伴いまして、歳出の減を図りながら一般会計からの繰入金で調整させていただいております。

次に、議案第37号、平成16年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算でございます。予算額51億786万9,000円に923万4,000円を増額いたしました。51億1,710万3,000円とするものでございます。

これは、平成15年度老人医療費給付費国庫負担金の確定に伴いまして、国、大阪府に対し、返還するものでございまして、国庫負担金の返還金といたしまして、482万7,831円、府負担金返還金といたしまして、440万6,742円となります。償還金の財源につきましては、平成15年度繰越金で充当しております。

次に、議案第38号、平成16年度公共下水道事業特別会計補正予算でございます。予算額64億7,720万7,000円から、998万4,000円を減額いたしまして、64億6,722万3,000円とするものでございます。これは、先ほどと同様、4月の人事異動後の人件費の整理、歳出減を図りながら一般会計からの繰入金で調整しております。

次に、議案第39号、平成16年度摂津市介護保険特別会計補正予算でございます。予算額25億2,120万7,000円から、1万9,000円を減額いたしまして、25億2,118万8,000円とするものでございます。これは、4月の人事異動後の人件費の整理、歳出減、一般会計からの繰入金で調整したところでございます。

次に、議案第40号から議案第43号につきましては、大阪府の福祉医療制度について、子育てやひとり親家庭の支援の観点から拡充する、世代間負担の公平性などの観点からより医療の必要度の高い方への支援に重点化を図る、また、受益者負担への適正化を図るため無理のない範囲で一定の負担をいただく、今後とも、持続可能な制度となるよう再構築するというので、大阪府では平成16年11月1日から施行で、それぞれの福祉医療の改正を予定されています。

それに伴いまして、条例を改正するもので、議案第40号、摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

現在、府の制度は、1歳未満児の通院、6歳未満の就学前児の入院が、それぞれ対象となっておりますのは、3歳未満児の通院、6歳未満児の就学前の通院については、一緒でございますが、3歳未満児、1歳未満児は引き上がります。

市の制度につきましては、3歳未満児の通院が対象となっておりますが、これを1歳引き上げまして、4歳未満児に改定するものでございます。府の制度、市の制度も同様に一部自己負担の導入が図られます。1医療機関当たり入通院、1日500円でございます。月2回を限度とします。

次に、議案第41号、摂津市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件です。まず、見出しでございますが、母子家庭等の医療費の助成に関する条例が、ひとり親家庭に改められます。ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例になります。

現行、府の制度につきましては、15歳に達した年度末までの子と母の入通院、18歳に達した年度末までの子の入院というふうになっておりますが、府の改正で18歳に達した年度末までの子とひとり親の入通院に改められます。

市の制度では、18歳までとなっておりますので、府の方に吸収されますので、府の制度と市の制度は同様になっております。

今回、また、一部負担金の導入が図られています。市の制度につきましても、先ほど言いましたように、入通院1日につき500円、月2回を限度としてそれぞれ自己負担の導入を図っております。

次に、議案第42号、摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これにつきましては、ほとんど変わりがありませんが、所得制限の改正がされます。前年度の所得が規則で定める額150万円以下であるということが、前年度の所得がないこと。つまり、年間の収入が一人世帯で65万円以下の方につきましては、所得制限が改正されます。な

お、平成16年10月末時点で助成をうけておられる方は、70歳まで経過措置があるときいております。

次に、議案第43号、摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この分につきましては、対象者等については、改正がございません。所得制限について改正がございます。所得制限につきましては、障害者年金の受給制限が適用されます。また、一部自己負担の導入も図られております。市の制度も同様に所得制限、それに一部自己負担の導入も図っております。

次に、議案第44号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定に件でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成16年3月26日に公布されました。同年4月1日から施行されています。この政令の改正に伴いまして、本市条例も改正するものでございまして、それぞれ補償基礎額の上限額、あるいは、扶養親族の加算額、それから介護補償の上限額及び階級毎に区分されております、別表の補償基礎額もそれぞれ改められます。

次に、議案第45号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成16年3月26日に公布されまして、同年4月1日から施行されております。そのため、消防団員の職務改善のために消防団員に対する退職報償金の支給額を、それぞれ別表の数値を改正をさせていただきます。なお、改正

の額につきましては、一律2,000円の引き上げとなっております、最高額92万9,000円、最低額14万4,000円となります。

次に、議案第46、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件でございます。まず、改正の要旨といたしまして、3点ございます。

まず、1点目は、喫煙所の設置に関する施行の改正でございます。改正前は、適当な数の吸い殻用器を設け、喫煙所も設けることが義務づけられておりますが、禁煙の社会情勢の変化に伴いまして、全面的に禁煙として、喫煙所を設けないか、あるいは、適当な吸い殻用器を設けて、喫煙所を設けるかが、選択することができるようになりました。

劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下以外の場所に設けなければならないと、というふうに、定められておりますが、これも、必要に応じて設け不出来ることとされております。

それから、劇場等につきましては、客席の床面積の30分の1以上の面積の確保となっておりますが、これも、30分の1以上としなくてもよいことと改められております。それから、劇場等の客席に関する事項につきましては、ただし書きを削除して、別に条項を起しております。

それから、移動タンク貯蔵所の完成検査合格証明の手数料の額の改正が別表第9でございますが、200円から300円に改められます。なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、手数料の改正につきましては、平成16年7月1日から適用することになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。  
○山本善信委員長 説明が終わりました。



この際、質問等がありましたら、お受けいたします。渡辺委員。

○渡辺委員 少し聞き漏らしたかもしれませんが、報告第1号なんですけども、この支払いは、保険でしたかね。

○奥村総務部長 実は、これは、単費でございまして、保険は適用されません。従来でしたら、全国市有物件～で市の財産つきましては、それぞれ保険料をかけておりますが、被害に遭われた民間の方の所有する自動車ですので、保険は適用ございません。

○山本善信委員長 これでよろしいですか。渡辺委員。

○渡辺委員 結構です。

○山本善信委員長 ほかに質問ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質問を終わります。

理事者の皆さんは、退席していただいて結構でございます。

それでは、第2回定例会審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。野杵次長。

○野杵事務局次長 平成16年第2回定例会の審議日程案等の事務局案について説明いたします。

まず、会期につきましては、6月15日から6月29日までの15日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の6月15日は、付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切でございます。

16日が建設常任委員会と民生常任委員会、17日が総務常任委員会でございます。なお、16日には建設常任委員協

議会並びに17日には、文教常任委員会協議会が開催される予定でございます。また、17日の正午が一般質問の届出締切でございます。

次に、25日が議会運営委員会、28日は本会議で、一般質問です。

翌29日は本会議最終日でございます。一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、2ページからの議事日程について説明をいたします。

まず、6月15日につきましては、日程1が会期決定の件で、日程2は、請願第1号、鳥飼上4丁目、ふれあいの里バス停前の固形燃料製造工場進出に反対する請願取り下げの件で、本件は昨日、請願者から取り下げ願いが提出されましたので議会の議決を得るものでございまして、質疑等も得ず、起立採決でございます。

日程3は、議案第35号など12件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の常任委員会に付託でございます。

日程4は、請願で、6月8日に提出されたました、業者婦人の健康・母性保護と地位向上の施策を求める請願につきましては、委員会の所管がまたがってまして、請願項目により、総務常任委員会所管の部分と請願第2-1号、意見書の提出を求める部分を請願第2-2号、民生常任委員会所管の部分と請願第2-3号と3つに分割いたしております。

請願第2-2号につきましては、意見書の提出を求める請願でございますので、委員会付託を省略いたしまして、最終日

の本会議に上程することから、この日程から省きまして、請願第2-1号と請願第2-3号の2件に加えて、6月9日に提出されました請願第3号及び請願第4号の合計4件を日程にあげておりまして、委員会付託となります。

日程5は、報告第1号など4件で、一括して報告を受けていただきます。

日程6は、報告第2号など4件で、一括上程で即決でございます。

次に、3ページの6月28日につきましては、一般質問でございます。

29日につきましては、一般質問のうち、日程2が、議案第35号など委員会付託案件の16件を一括上程のうえ、委員長報告、採決となります。

日程3は、先ほど申しましたとおり、請願第2-2号でございます。

なお、今定例会が市長の任期最終の本会議でございますので、前例によりまして閉会前に市長からあいさつを受けることとなりますので、よろしく願いいたします。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ご覧のとおり総務、建設、民生の各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

また、議案第35号、平成16年度一般会計補正予算の所管別の分割表につきましては、総務、建設、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容でございます。

なお、請願文書表5件につきましては、6月15日の本会議開会までに議場配付とさせていただきます。

以上、事務局案の説明といたします。

○山本善信委員長 説明が終わりました。

何か議事日程等につきまして、ご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 それでは、事務局から説明がありましたとおりでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 それでは、そのように決定します。

次に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。野杵次長。

○野杵事務局次長 報告案件として、2点ございます。

1点目は、永年表彰受賞議員への表彰状伝達式についてでございます。

去る5月25日付けで、全国市議会議長会から永年表彰を受賞されました皆様の表彰状の伝達式を6月15日の本会議開会前に行います。

今回、受賞されましたのは、30年表彰が山本善信委員長、柴田議員、10年表彰が大澤議員、辻議員、阿部議員、川口議員でございます。

2点目は、議場の理事者席の一部変更でございます。人事異動等に伴い、今回、議場の理事者席について、一部変更しておりますのでよろしくお願いします。

以上、ご報告いたします。

○山本善信委員長 今、事務局から説明がありました2点につきまして、よろしく申し上げます。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時33分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 山本善信

議会運営委員 藤浦雅彦